

平成28年4月4日  
(2016年)

業 者 各 位

和歌山市建設局建設総務部  
建設総務課長

### 入札関係書類等の不備に係る入札無効事例について

建設工事等の入札時にご提出いただく入札書、工事（業務）費内訳書、競争入札参加表明書及び委任状（代理人が入札参加の場合に限る。）（以下「入札関係書類等」という。）の記載内容に不備があった場合、その入札を無効として取り扱っているところですが、昨年度も入札関係書類等の不備による無効が散見されました。

つきましては、無効となった事例を以下に示しますので、入札参加時にはご注意ください、適正な入札執行にご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【持参方式・電子入札方式共通の事例】

- ・ 入札関係書類等に記載した工事（業務）名に誤字・脱字がみられた。
- ・ 入札関係書類等に記載した商号又は名称に誤字・脱字がみられた。
- ・ 工事（業務）費内訳書の計算に誤りがあった。
- ・ 工事（業務）費内訳書の合計金額と入札書の入札金額が一致しなかった。

#### 【持参方式の事例】

- ・ 入札関係書類等への押印が抜けていた。
- ・ 入札関係書類等に記載した日付が入札日当日となっていなかった。
- ・ 入札関係書類等に日付の記載が抜けていた。
- ・ 競争入札参加表明書ではなく競争入札参加資格確認申請書が提出された。

#### 【電子入札方式の事例】

- ・ 工事（業務）費内訳書に記載した日付が応札した日となっていなかった。  
（開札日が記載されていた場合は無効となります。）
- ・ 工事（業務）費内訳書に日付の記載が抜けていた。
- ・ 工事（業務）費内訳書のデータに外字や関数を使用したことが原因で開札時に印刷した結果、記載内容に不備が生じた。